

第2章 環境にやさしく快適なまちづくり

2-1 自然環境や景観を大切にするまち

(1) 自然環境の保護と活用

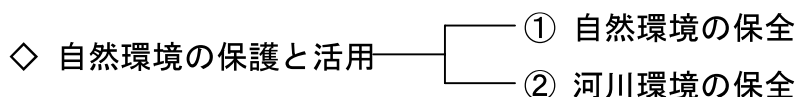
【現状と課題】

本町は、南北に伸びる海岸線や小丸川をはじめとする河川、また、学術的にも貴重な動植物が存在する高鍋湿原、県指定天然記念物のアカウミガメ及びその産卵地、希少植物オニバスが密生している加志揚溜池、豊かな緑に囲まれた舞鶴公園などの自然資源があります。

このような自然資源は、自然保護団体関係者や地域の方々の協力により保全活動が行われ、保護継承されてきました。

しかしながら、本町では、これらの貴重な自然資源をまちづくりに十分活かしきっているとは言い難い状況があり、今後、このような自然資源を末永く保護継承していくとともに、町民の憩いの場、レクリエーションの場として、また、観光資源として十分に活用していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 自然環境の保全

町民の心身の健康を守り、文化的な生活を営むうえで、自然環境や生活環境の保全は重要です。

このため、環境保全団体やボランティアなどの活動を支援するとともに、環境保全活動指導者の発掘・育成に取り組み、今後とも、本町の自然環境を永続的に保全していくための体制づくりを推進します。

特に、高鍋湿原とアカウミガメの保護継承のため、その後継者育成を推進します。

② 河川環境の保全

町行政と町民等が一体となって生活排水対策に取り組み、河川浄化に努めます。

また、河川愛護意識高揚のための啓発活動や河川愛護団体の育成支援を行い、より町民に親しまれる河川づくりを目指します。

小丸川については、流域自治体の連携のもと河川浄化対策を推進します。

【役割分担】

行政の役割	○野生動植物の生息環境の実態把握に努め、その保護を図ります。 ○環境保護団体等の活動を支援します。 ○森林や河川の保全に努めます。
町民や事業者等の役割	○森林や河川を大切にします。 ○動植物を大切にし、むやみに捕獲しません。 ○環境保全活動に参加します。 ○ごみの不法投棄をしません。

（２）美しい景観の整備

【現状と課題】

景観とは、地域の歴史や風土、文化や伝統、住民の暮らしや経済活動等を背景に造られるものであり、良好な景観は、現在及び将来にわたる町民共有の財産です。

平成17年6月の景観法全面施行に伴い、全国各地で美しく良好な地域景観形成に向けた取り組みが展開され、県内においても景観行政団体へ移行する自治体が増加してきました。

本町においても、城下町としての歴史や風土が失われつつあるとの指摘もあり、高鍋らしい美しいまち並み景観の整備を進めるため、平成22年1月1日付けで景観行政団体に移行しました。

今後は、地域の自然・歴史・文化等を活かした個性ある景観の形成を図っていく必要があります。

現在、県道（都市計画道路蚊口高月線）街路整備事業の実施に伴い、中心市街地活性化のための商店街景観形成のあり方について協議が行われているところです。

公園緑地は、レクリエーションや文化活動の場として町民にやすらぎと潤いをもたらす、災害時には避難場所等としても機能するなど、町民生活にとって欠かすことのできない空間です。

本町の都市公園・緑地は、17箇所（29.82ha）を計画決定し、整備を進めています。

現在の供用面積は、街区公園1.78ha、近隣公園3.70ha、運動公園10.00ha、特殊公園6.13ha、都市緑地2.80haの合計24.41haとなっています。

事故等は発生していないものの遊具等施設の老朽化が進んでいる状況があり、点検・補修等により安全性確保に努めているところです。

管理体制については、平成20年度から街区公園10箇所、児童遊園1箇所、蚊口海浜公園多目的広場の草刈作業等を地域の公民館と協働で実施しています。

舞鶴公園については、平成4年3月に策定した「舞鶴公園整備基本計画」に基づき、周辺施設の黒水家住宅の復元や美術館の建設が完了していますが、公園内の整備については、地権者との調整、埋蔵文化財調査、風致地区などの課題が多く、現在まで整備が進んでいない状況にあります。平成19年度から、樹木伐採や清掃作業、物見台等の看板設置など、ボランティアの協力により整備を実施しているところです。

町民意識調査では、公園・緑地の整備についての不満が示されており、特に子どもの遊び場としての機能充実が望まれています。また、舞鶴公園については「高鍋町の魅力や誇り、今後活かしていくべき地域資源」として、多くの町民が整備を望んでいます。

今後は、このような町民ニーズを的確に捉えながら、公園・緑地の整備を進めていく必要があります。

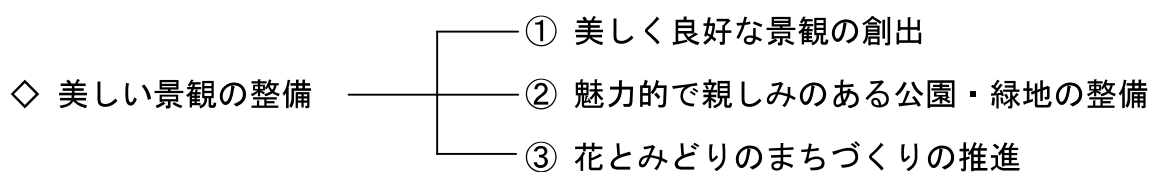
○公園の状況

(単位:ha、%)

種 別		名 称	面 積		供用率
			計 画	供 用	
都 市 公 園	街区公園	石原街区公園	0.48	0.48	100.0
		宮越街区公園	0.10	0.09	90.0
		田ノ上街区公園	0.15	0.13	86.7
		東町街区公園	0.16	0.16	100.0
		小丸街区公園	0.23	0.23	100.0
		松原街区公園	0.12	0.11	91.7
		蚊口街区公園	0.18	0.18	100.0
		平原街区公園	0.12	0.12	100.0
		畑田街区公園	0.13	0.13	100.0
		黒谷街区公園	0.15	0.15	100.0
		街区公園 小計	1.82	1.78	97.8
	近隣公園	蚊口海浜公園	2.70	2.70	100.0
		中央公園	1.00	1.00	100.0
		近隣公園 小計	3.70	3.70	100.0
	運動公園	高鍋総合運動公園	6.20	3.80	61.3
		小丸河畔運動公園	6.20	6.20	100.0
		運動公園 小計	12.40	10.00	80.6
	特殊公園	舞鶴公園	9.10	6.13	67.4
		特殊公園 小計	9.10	6.13	67.4
	都市公園 計			27.02	21.61
都 市 緑 地	緑地	中川原都市緑地	0.60	0.60	100.0
		城堀緑地	2.20	2.20	100.0
	都市緑地 計		2.80	2.80	100.0
都市公園等 計			29.82	24.41	81.9
都市公園以外の公園		蚊口児童遊園	0.08	0.08	100.0
合 計			29.90	24.49	81.9

資料:建設管理課公園台帳調(平成21年4月1日現在)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 美しく良好な景観の創出

住民の意向を取り入れ、住民参画による景観まちづくりを推進します。

町としては、城下町高鍋として歴史的・文化的な景観の向上を図ります。

また、本町の個性や地域文化を取り入れたまち並み整備を行い、商業や観光の活性化に反映させ、町民が誇りを持ち快適に住み続けられるまちづくりを推進します。

特に、舞鶴公園・美術館・図書館を中心としたゾーンは、本町の芸術文化活動や観光の拠点として位置づけ、整備を進めます。

② 魅力的で親しみのある公園・緑地の整備

周辺の生活空間や風景、歴史的風土に溶け込んだ「自然を活かしたうるおいのある公園づくり」を推進します。

また、散策や憩いの場、遊び場として、日常生活における住民相互のコミュニケーションの場として利用される公園づくりに努めるとともに、幼児、高齢者、障がい者にも自由に利用でき、楽しめる「ユニバーサルデザインの公園・緑地」の整備を進めます。

③ 花とみどりのまちづくりの推進

新ひむかづくり運動町民会議が取り組んで定着してきた花いっぱい運動を、今後とも地域で推進するとともに、公園・緑地や公共施設・街路などについても、行政と町民が一体となった緑化活動による花とみどりがあふれるまちづくりを推進します。

【役割分担】

行政の役割	○住民参画による景観まちづくりを推進します。 ○町民が憩い、楽しめる公園の整備と良好な維持管理に努めます。 ○地域での緑化推進活動を支援します。 ○公共施設や道路など、公共空間の緑化推進や良好な維持管理に努めます。
町民や事業者等の役割	○景観まちづくりに参加・協力します。 ○居住地や周辺地域の緑化を図ります。

（３）廃棄物対策の推進

【現状と課題】

近年、環境問題への関心が高まる中、毎日の生活や経済活動から排出される廃棄物を適正に処理し、資源をリサイクルすることは必要不可欠であります。同時に、かけがえない豊かな自然を守り、住みよい環境を維持するためには、町民がそれぞれの役割を自覚し、環境を守る取り組みを実践していく必要があります。

本町の廃棄物処理については、西都児湯1市5町1村で構成する西都児湯環境整備事務組合で広域処理を実施してきましたが、焼却施設の老朽化や管内の最終処分場不足等深刻な問題を抱えていたため、宮崎県ごみ処理広域化計画に基づく施設整備を行い、平成17年4月「西都児湯クリーンセンター（西都市）」、同年11月「エコクリーンプラザみやざき（宮崎市）」がそれぞれ稼動し、平成17年度から新しいごみ処理体制がスタートしました。

これに伴い、西都児湯管内市町村のごみ分別方法及び町指定ごみ袋の色・形を統一するとともに、この機会を捉え「ごみ有料化」を導入しました。

それまでの缶・ビン類、金属類、ペットボトルに加え、古紙、古着、容器包装プラスチック類のリサイクルを開始したことにより、資源化量・リサイクル率ともに増加し、また、不燃ごみ量が大幅に減少し、最終処分場の延命化とともにごみ排出量全体の減少にもつながり、循環型社会形成に向け大きく前進したところです。

その一方で、分別区分の増加によるごみ収集運搬経費の増大、新しい廃棄物処理施設整備に伴う建設改良費の負担及び今後の起債償還は、本町の財政において大きな負担となっており、ごみの減量化や収集運搬・処理体制の効率化によるごみ処理経費の縮減は本町の重要な課題となっています。

高鍋・木城衛生組合は、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理し、水質保全を図っていますが、処理施設の老朽化が深刻な問題となっています。

不法投棄については、海岸線や山道沿いなど人目のつかない場所で多発しており、空き地・公園・道路などでもごみのポイ捨てがあります。特に、家電リサイクル法等により処理費用が有料となるテレビ・冷蔵庫・古タイヤなどの不法投棄が目立っている状況にあります。不法投棄が多発する路線や場所については、パトロールの実施や防止看板の設置など、不法投棄しにくい環境づくりを進めているところです。

また近年、野外焼却による煙やにおいの苦情が多発しており、随時現場を確認し注意・指導を行っています。

このような状況を踏まえ、今後とも分別収集の徹底やごみの適正処理について、行政と町民、事業者が一体となった取り組みを推進していく必要があります。

○年度別ごみ量の推移

年 度	人口(人) 10/1現在	ごみ排出量(t)					1人1日当たり排出量 (g/人・日)
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ等	合 計	対前年度比	
平成12年度	22,748	5,008.00	1,214.00	506.74	6,728.74	—	810.40
平成13年度	22,777	5,532.00	1,348.00	524.11	7,404.11	675.37	890.60
平成14年度	22,728	5,565.00	1,376.00	454.33	7,395.33	△ 8.78	891.46
平成15年度	22,613	5,263.00	1,426.00	458.85	7,147.85	△ 247.48	866.01
平成16年度	22,302	5,303.00	1,580.00	435.93	7,318.93	171.08	899.11
平成17年度	22,521	5,477.59	48.00	1,185.45	6,711.04	△ 607.89	816.41
平成18年度	22,401	5,765.13	45.46	1,224.59	7,035.18	324.14	860.43
平成19年度	22,311	5,837.09	54.46	1,159.32	7,050.87	15.69	865.83
平成20年度	22,314	5,460.59	50.07	1,170.55	6,681.21	△ 369.66	820.32

注) 平成17年度からごみの分別を変更しました。

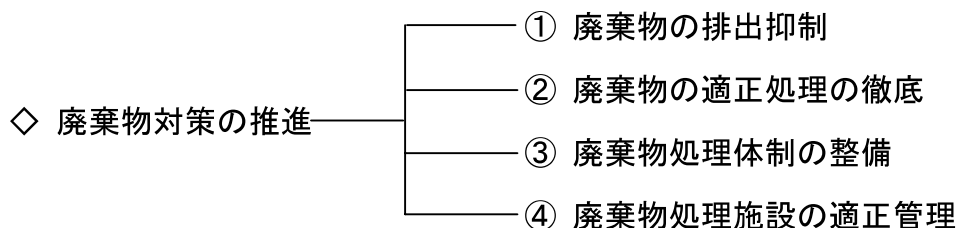
○可燃ごみに、紙おむつや容器包装類以外のプラスチック製品等が追加されました。

○資源ごみに、プラスチック製容器包装類、衣類、古紙等が追加されました。

○粗大ごみ、蛍光管の収集が追加されました。

資料: 町民生活課調

【施策の体系】



【施策の方向】

① 廃棄物の排出抑制

ごみの減量化や環境保全に対する町民や事業者の意識は高まっています。

町民・事業者・行政のそれぞれが、ごみ減量のために果たすべき役割を自覚し、実践していく必要があります。そのため、町民への4Rの普及啓発及びごみの分別収集のさらなる徹底を図り、ごみの減量化、資源化を推進します。

② 廃棄物の適正処理の徹底

分別収集は、円滑なごみ処理かつリサイクルを推進していくために不可欠であるため今後とも周知・徹底を図ります。

不法投棄対策については、町職員による環境パトロールに加え、警察や保健所等関係機関との連携を図りながら、原因者の特定に努めるなど適切に対処します。

焼却不適物の屋外焼却については、ダイオキシン等の排出につながり、また、火災の危険や近所に迷惑をかける場合があるので、できるだけ生活環境の保全を第一に考えていただくよう、町民・事業者に対し啓発を行います。

③ 廃棄物処理体制の整備

ごみ収集運搬業務については、安定的・継続的遂行を第一義とし、経済的・効率的な体制を構築するため、ごみ集積所の適正配置、収集ルート、ごみ排出量に応じた収集頻度など、総合的な見直しを検討していきます。また、良好な景観保全の観点から、地域住民と協働によりごみ集積所の環境保全に努めていきます。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの分別区分については、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法の改正に対応しながら、循環型社会形成に向けたさらなる資源化の推進及びリサイクル率の向上を目指し、町民サービス及び処理コスト等を勘案しながら、西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきにおける広域処理を基本に検討していきます。

④ 廃棄物処理施設の適正管理

高鍋町一般廃棄物最終処分場は、平成17年4月から西都児湯クリーンセンターが稼動したことにより平成16年末で一般ごみの搬入を休止し、以後、放流水の適正な水質管理や施設の環境保全など、その適正な管理を行っています。

今後とも、染ヶ岡地区や川南町漁業協同組合等との協定事項を遵守するとともに連絡調整を図りながら、施設の適正管理に努めます。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う高鍋・木城衛生組合では、処理施設の老朽化及び搬入される浄化槽汚泥量の増加に伴い、施設改修の必要性があります。

施設改修には莫大な費用を要するため、優先順位を見極め、し尿処理等に支障が生じないよう、段階的に整備を進めます。

西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきについても、構成市町村それぞれが抱える廃棄物処理行政の問題について相互調整を図るとともに、適正かつ円滑な施設運営に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○4 R推進に町民・事業者が取り組むための意識啓発を行います。 ○一般廃棄物の適正な収集運搬・処理に努めます。 ○一般廃棄物処理施設の適正な運営・管理に努めます。 ○公害防止対策や不法投棄対策に努めます。
町民や事業者等の役割	○マイバックの持参や簡易包装の推進など、ごみ減量化に心がけます。 ○家庭のごみは、しっかりと分別しリサイクルに心がけます。 ○事業系ごみは事業者の責任において処理し、リサイクルに努めます。 ○近隣に迷惑となる屋外焼却やごみのポイ捨て・不法投棄をしません。

（４）地球温暖化防止対策の推進

【現状と課題】

1997年に採択された京都議定書では、わが国における温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年までの間に1990年と比較して6%の削減が課せられました。しかし、2007年度における排出量は基準年より増加しており、目標年までの達成は容易ではない状況となっています。

国においては、太陽光発電やバイオマスなどの新エネルギーの導入、省エネ家電やエコカー等の省エネ製品の普及促進、事業者に対する温室効果ガス排出削減対策の強化など、様々な取り組みが行われています。

本町においては、平成18年3月に高鍋町地球温暖化対策実行計画を策定し、高鍋町が一事業所として事務・事業を行うに当たり、温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的な取り組み事項を定め、これまで温室効果ガス排出抑制を実践してきました。今後は、その実績を踏まえ、他の事業者や住民等に地球温暖化防止行動を促す施策を推進していく必要があります。

【施策の体系】

◇ 地球温暖化防止対策の推進 ————— ① 地球温暖化防止対策の推進

【施策の方向】

① 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止対策については、高鍋町が事業者として事務・事業を行うにあたり、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に向けて取り組むべき事項を定めた「高鍋町地球温暖化対策実行計画（平成18年3月策定）」に基づき、行政が率先した取り組みを行います。

また、町民や事業者に省資源・省エネルギー対策の啓発や情報提供を行うとともに、再生可能エネルギーの利活用の検討も含めた地球温暖化防止対策の促進に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○新エネルギー等の導入を促進します。 ○緑地等の保全に努めます。 ○環境教育を推進し、町民の地球温暖化に対する意識の啓発を図ります。
町民や事業者等の役割	○電気や水の節約、アイドリングストップなど省エネルギーに心がけます。 ○太陽光発電やエコカー、省エネ家電などの買い換え・利用に努めます。

（５）環境保全の人づくり・地域づくりの推進

【現状と課題】

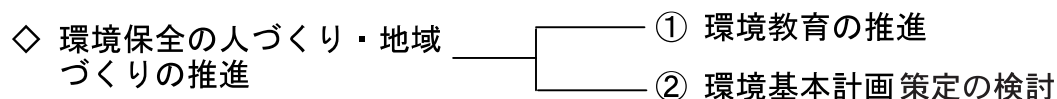
地球環境との共生は、21世紀における最も重要な課題といわれています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済や生活様式を見直し、環境へ負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

本町では、廃棄物処理や地球温暖化対策、環境保全型農業など、これまで環境保全への取り組みを行ってきましたが、生活が豊かになるにつれ、本町においても環境問題を改めて考え直し、環境保全施策を展開していくことが重要となっています。

また、町民の環境に対する問題意識を高めるための環境教育を推進するとともに、社会・経済・生活のあらゆる場面において環境配慮を優先させる仕組みづくりを推進する必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 環境教育の推進

町民の環境に対する意識は、環境に対する様々な取り組みの基盤となるものです。

このため、自然保護思想の徹底とモラルの向上、貴重な自然資源の価値の認識、環境破壊の未然防止、環境に対する負荷を最低限に抑えるような生活習慣の浸透など、環境に対する町民意識の高揚を図るため、学校教育から社会教育にいたるまで、生涯学習の各段階における環境教育を推進します。

また、ごみ処理・資源リサイクル・地球温暖化・河川浄化など、町民に身近な環境問題について、その啓発活動と情報提供を推進します。

② 環境基本計画策定の検討

国においては、平成5年に「環境基本法」を施行し、同法に基づき国全体の環境保全に関する基本的な計画として、その翌年「環境基本計画」が策定され、現在第3次計画に至っています。都道府県・市などの地方自治体レベルにおいても、これに連動する形で計画策定が進んできています。

近年の環境問題における対応については、環境関連条例等の適切な運用に加え、環境基本計画による総合的・計画的取り組みが求められており、本町においても環境基本計画の策定を検討していきます。

【役割分担】

行政の役割	○環境基本計画の策定を検討します。 ○生涯学習・社会教育・学校教育などに環境保全に関する学習を組み入れ、環境教育の充実を図ります。
町民や事業者等の役割	○環境保全に関心をもち、積極的に学びます。 ○環境に配慮した行動に努めます。

2-2 生活を支える基盤が整っているまち

（1）土地資源の有効活用

【現状と課題】

土地は、限られた資源であるとともに、生活や生産、地域づくりの基盤であり、土地利用については公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や歴史的・文化的遺産の保護、防災に配慮して、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

農村における農村総合整備計画と都市部における都市計画マスタープランを基に、土地利用の質的向上を図る必要があります。

【施策の体系】

◇ 土地資源の有効活用 ————— ① 土地資源の有効活用

【施策の方向】

① 土地資源の有効活用

土地基本法、土地利用関連法（農振法、農地法、都市計画法等）、景観法の適正な運用により、公共の福祉を優先させ、無秩序な開発を抑制するとともに、豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産の保護に努め、町民生活の安全性や快適性の確保に配慮した土地利用を推進します。

農地については、遊休農地の解消と有効活用に努め、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取り組みを推進します。

宅地については、人口や産業の動向、交通網の整備状況を踏まえ、市街地の状況に的確に対応した都市計画区域等の見直しを行い、適正な誘導・調整に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○自然環境や歴史的環境など、周辺環境に配慮した土地利用を推進します。 ○新たな土地需要に当たっては、適正な誘導・調整に努めます。
町民や事業者等の役割	○町民一人ひとりが適正な土地利用に関する理解を深め、周辺地域との調和に配慮しながら、有効利用を努めます。 ○開発等に当たっては、周辺住民に十分説明を行い、合意を図ります。

(2) 住みよい住宅の整備

【現状と課題】

平成17年国勢調査による本町の住宅数は8,740戸であり、そのうち持ち家が5,420戸（62.0%）、町営住宅等公的借家が529戸（6.1%）、民営借家が2,585戸（29.6%）、給与住宅が206戸（2.4%）となっています。

また、持ち家住宅の平均床面積は120.8㎡となっており、県平均を上回っています。

公営住宅については、平成21年4月1日現在で県営住宅が5団地128戸、町営住宅が8団地476戸、合計13団地604戸が整備されています。

町営住宅は、昭和40年から50年代に建てられたものが多く、居住水準が低い住宅も見られ、建て替えや住居改善などの対策が必要となっています。

現在、町営持田団地の建て替え工事を進めており、全体工事は平成22年3月に完了する予定です。新しい町営持田団地は、生活相談・健康相談などの各種相談、教養講座等の実施などを行うための施設として老人福祉センターB型を設置し、団地住民を中心とした地域福祉活動の拠点として活用が見込まれています。

今後とも、高齢化に備えた住宅など良好な居住環境づくりに努める必要があります。

○町営住宅の状況

団地名	建設年	構造	棟数	戸数
持田団地	昭和54年	中層耐火3階建	2	24
	平成18年	中層耐火5階建	1	39
	平成20年	中層耐火3階建	1	18
	平成20年	低層耐火2階建	3	15
	計		7	96
堀の内団地	昭和43年	簡易耐火平屋建	1	22
	昭和47年		2	16
	昭和48年		2	20
	計		5	58
正ヶ井手団地	昭和44年	簡易耐火平屋建	1	12
	昭和45年		2	20
	昭和46年		2	16
	計		5	48
水除団地	昭和49年	簡易耐火平屋建	2	18
	昭和50年		4	12
	計		6	30
石原団地	昭和55年	中層耐火4階建	1	16
	計		1	16
舞鶴団地	昭和56年	中層耐火4階建	1	16
	昭和57年		2	32
	昭和58年		2	40
	昭和59年		2	48
	昭和60年	中層耐火3階建	1	18
	計		8	154
川田団地	昭和61年	木造2階建	4	4
	計		4	4
小丸団地	昭和61年	中層耐火4階建 (一部3階建)	1	16
	昭和62年		1	16
	昭和63年		2	24
	平成元年		1	14
	計		5	70
合 計			41	476

資料：建設管理課調（平成21年4月1日現在）

【施策の体系】

- ◇ 住みよい住宅の整備 ——— ① 人と自然にやさしい住環境の整備
② 町営住宅の整備

【施策の方向】

① 人と自然にやさしい住環境の整備

地域の自然環境や歴史的・文化的環境を活かした個性豊かな環境の形成を図るとともに、高齢者や障がい者にやさしいバリアフリーの住環境の整備、災害に強い安全・快適な住環境の整備など、土地利用施策との調整を図りながら進めていきます。

② 町営住宅の整備

町営住宅については、安定した生活を営むことができる住宅の確保を基本として、高齢者や障がい者、低所得者、一人親世帯などの多様な世帯に対応するとともに、安心して暮らし続けられるよう、既設住宅の維持管理の充実を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○町民のニーズに応える良質な住宅や住環境が確保され、安心して暮らせるまちづくりに努めます。 ○多様な世帯に対応した町営住宅の整備に努めます。
町民や事業者等の役割	○住んでいる住宅を安全に維持管理するとともに、地域住民と協力しながら、暮らしやすい魅力ある地域づくりに努めます。 ○不動産業者等は、周辺環境や景観に配慮した住宅地の供給に努めます。

(3) 上水道の整備

【現状と課題】

上水道は、町民の健康で文化的な日常生活の維持やあらゆる産業活動にとって必要不可欠な基幹施設であり、常に清浄な水を安定的に供給する使命があります。

本町の上水道は、昭和42年に給水人口15,000人、一日最大給水量4,500m³とする計画の事業認可を受け、昭和44年4月に給水を開始しました。

これまで、時代の要請に応えるべく三次の拡張事業や施設設備の改修等を行い、安全で安定的な水の供給に努めてきたところです。

現在、計画給水人口21,000人、一日最大給水量9,000m³となっており、老瀬浄水場及び竹鳩浄水場から町内ほぼ全域の給水を行っていますが、町西部及び南部の高台地においては、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団による給水を行っています。

一方で、量・面的に拡充されてきた本町の水道事業は、保有する諸施設の維持管理と老朽管等の施設更新が課題となっています。また、節水機器やボトルウォーターの普及など、水道事業を取り巻く環境も変化しています。

このような状況から、今後とも、安全で快適な水道水を安定的に供給していくため、これまでの本町の水道事業の成果を総括したうえで、顧客ニーズに対応した給水サービスのさらなる向上を図りつつ、各課題に対応していくための経営戦略が必要であることから、「高鍋町水道基本計画」の策定に着手したところです。

○上水道の状況(一ツ瀬川営農飲雑用水を含む)

(単位:人、%)

年度	項目	計画給水人口	給水区域内人口	給水人口	総人口	普及率
平成17年度		23,150	22,176	21,543	22,350	96.39
平成18年度		23,150	22,095	21,595	22,246	97.07
平成19年度		23,150	21,976	21,565	21,977	98.13
平成20年度		23,150	21,868	21,423	21,866	97.97

資料:上下水道課調

【施策の体系】

◇ 上水道の整備 ———— ① 上水道の整備

【施策の方向】

① 上水道の整備

老朽化した施設の更新、水質に代表されるサービスレベルの向上、ライフラインとしての機能強化を図るとともに、適正な水道料金に対する町民の理解を得、水道事業経営の健全化を図ります。

また、災害時のライフライン確保が求められていることから、基幹的な水道施設の耐震化推進を計画的に進めるとともに、他事業体との連携、町内事業者との協力体制の充実を図るなど、被災した場合でも速やかに復旧できる体制整備に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○安全でおいしい水道水の安定供給に努めます。 ○大切な水への理解を求めながら、水を無駄にしない暮らし方の普及啓発に努めます。
町民や事業者等の役割	○水の大切さや水道の仕組みを理解しながら、水を無駄に使わないように心がけます。

(4) 下水道の整備

【現状と課題】

公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設は、町民の衛生的で文化的な生活を維持する上で必要不可欠な役割を担っています。

本町における公共下水道事業は、昭和54年度に公共下水道基本計画を策定しスタートしました。平成8年3月、高鍋浄化センターの水処理系統が完成したことで一部供用開始を行い、現在、全体の計画面積577ha、事業認可区域面積233haとなっており、平成21年3月末の供用開始(整備)面積は183.1ha(整備率：78.6%)という状況です。

水洗化率は68.80%にとどまっており、接続世帯の拡大を図る必要があります。

し尿及び生活雑排水を処理する合併処理浄化槽は、平成5年度から公共下水道事業認可区域を除く地域に対し、設置費用の一部を補助する制度を設け、整備促進を図っています。

農業集落排水事業は、本計画期間中に実施する予定はありません。

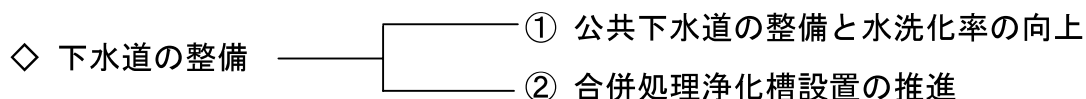
○生活排水処理の状況

種類	供用区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	処理率 (%)
公共下水道	6,565	4,517	20.68
合併処理浄化槽	15,277	3,301	15.11
農業集落排水施設	—	—	—
計	21,842	7,818	35.79

注) 処理率は、水洗化人口を高鍋町住民基本台帳人口21,842人で除した数値。

資料：上下水道課調(平成21年3月31日現在)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 公共下水道の整備と水洗化率の向上

公共下水道は、平成7年度から供用を開始し、毎年整備面積を拡大しています。

現在、本町は、かつてない深刻な財政危機に直面しており、公共下水道事業の継続が危ぶまれている状況にあります。現在の事業認可区域の計画目標年次である平成22年度以降の公共下水道全体計画とともに、本町の生活排水処理計画を総合的に見直し、引き続き生活排水対策の推進を図ります。

また、現在の事業認可区域の未整備地区における計画的な事業の推進とともに、未接続世帯の接続、受益者負担金や使用料の未納者対策を推進し、健全な経営の確保に努めます。

② 合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道で対応できない地域は、合併処理浄化槽の設置を促進します。

特に、汲み取り式及び単独処理浄化槽世帯の排水は、生活雑排水が直接河川へ放流され河川を汚す要因となることから、その周知を図り、合併処理浄化槽への設置替えを促進します。併せて、合併処理浄化槽の保守点検及び清掃の実施など、設置者に対する意識啓発に努め、適正な浄化槽の維持管理を促進します。

【役割分担】

行政の役割	○公共下水道事業の推進及び合併処理浄化槽の設置促進を図ります。 ○公共下水道未接続世帯の接続促進など健全な事業経営に努めます。 ○生活排水処理施設の必要性や適正管理についての啓発に努めます。
町民や事業者等の役割	○下水道の利用や合併処理浄化槽の設置に積極的に取り組みます。 ○合併処理浄化槽の適正管理に努めます。

（５）道路環境の整備

【現状と課題】

本町の道路網は、国道・県道・町道等が連結し、町民生活の向上や産業の振興等に重要な役割を果たしています。

東九州自動車道については、平成22年中には高鍋ICが完成し、西都～高鍋間が開通する予定です。

国道10号は、改良率及び舗装率が100%となっていますが、朝夕の通勤時間帯等は慢性的な交通渋滞を引き起こしていることから、拡幅などの道路改良の要望を国に対して継続して行っています。

県道は、主要地方道3路線、一般県道7路線が通っており、隣接市町との連結及び生活・産業・観光道路として重要な役割を担っています。高鍋高岡線、木城高鍋線、杉安高鍋線においては、歩道の設置等について要望しているところです。

町道は、一級町道が17路線、二級町道が22路線、その他の町道が606路線あり、改良率が53.1%、舗装率が93.9%となっています。町道整備については、優先度を勘案しながら、年次計画により随時改良などの整備を行っています。

○国道及び県道の整備状況

路線名		実延長	改良済		舗装済	
			延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)
一般国道	国道10号	10,360.0	10,360.0	100.00	10,360.0	100.00
	計	10,360.0	10,360.0	100.00	10,360.0	100.00
主要 地方道	高鍋高岡線	6,183.9	6,183.9	100.00	6,183.9	100.00
	宮崎高鍋線	3,481.6	3,481.6	100.00	3,481.6	100.00
	石河内高城高鍋線	6,224.6	6,224.6	100.00	6,224.6	100.00
	計	15,890.1	15,890.1	100.00	15,890.1	100.00
一般県道	木城高鍋線	5,853.1	5,853.1	100.00	5,853.1	100.00
	日置南高鍋線	2,286.1	2,286.1	100.00	2,286.1	100.00
	高鍋停車場線	1,241.7	1,241.7	100.00	1,241.7	100.00
	杉安高鍋線	7,398.5	5,570.7	75.29	7,398.5	100.00
	木城西都線	810.5	697.1	86.01	810.5	100.00
	高鍋美々津線	2,477.6	2,477.6	100.00	2,477.6	100.00
	高鍋インター線	500.0	0.0	0.00	0.0	0.00
	計	20,567.5	18,126.3	88.13	20,067.5	97.57
合 計		46,817.6	44,376.4	94.79	46,317.6	98.93

注)改良済延長は幅員5.5m未満、舗装済延長は簡易舗装を含んでいます。

○町道の整備状況

年度	項目	総延長	改良済		舗装済	
			延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)
	一級町道	24,922	22,873	91.78	24,922	100.00
	二級町道	24,507	14,673	59.87	24,105	98.36
	その他の町道	226,942	109,066	48.06	210,403	92.71
	合 計	276,371	146,612	53.05	259,430	93.87

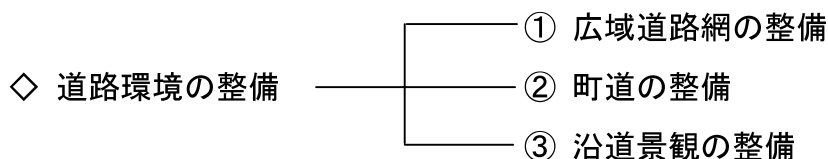
注)改良済延長は幅員5.5m未満、舗装済延長は簡易舗装を含んでいます。

○橋梁の状況

区分	橋数	橋長
永久橋	114	976.4
木橋	1	10.6
計	115	987

資料:宮崎県県土整備部道路保全課 道路施設現況調書(平成20年4月1日現在)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 広域道路網の整備

本町にとって東九州自動車道は、県内はもとより九州各県との交流や経済発展に大きく寄与する道路であることから、全線の早期開通に努めていきます。

また、高鍋ICが平成22年完成予定であり、竹鳩橋は重要なアクセス道となるため、竹鳩潜水橋の永久橋への架け替えを関係省庁に強く要望していきます。

国道10号については、北九州を基点に東九州を縦断し鹿児島市に至り、物流・産業・生活基盤、防災安全上欠かせない最重要幹線道路であることから、交通渋滞緩和のための道路拡幅を引き続き要望していきます。また、高鍋大橋歩道の安全性確保のため現在進められている歩道橋整備について、早期完成に向けた取り組みを進めていきます。

主要地方道・県道については、歩道の設置や未改良区間の整備について、引き続き要望していきます。

② 町道の整備

町道については、改良率が低水準にあることから、均衡のとれた整備を推進し、町民の安全で快適な利用が維持できるよう努めます。また、町民にとって身近で整備要望の高い道路であることから、優先度を考慮した計画的な整備を推進します。

③ 沿道景観の整備

交通安全対策として、交通事故多発地点の解消や見通しの悪い交差点の改良、歩道の整備促進及びバリアフリー化を推進し、道路環境の改善に努めます。

また、道路の環境美化や美しい沿道景観づくりについては、各種団体や地域住民の協力を得ながら、町民との協働による取り組みを推進します。

【役割分担】

行政の役割	○高速道路や国・県道等の整備促進のため、国・県等への働きかけや用地取得の協力等を行います。 ○安全で快適な町道の整備、維持管理に努めます。 ○町民との協働による道路環境美化に取り組みます。
町民や事業者等の役割	○町民が一体となって、高速道路等の整備促進のための運動を展開します。 ○道路整備への理解を深め、町などの用地買収に協力します。 ○行政と一体となって道路環境美化に取り組みます。

（6）公共交通の充実

【現状と課題】

本町の公共交通機関であるバス路線及び鉄道は、町民や観光客等の移動手段確保のため重要な役割を果たしています。

しかしながら、モータリゼーションの進展により、公共交通機関の利用者は減少し続け、鉄道や路線バスの経営状況を悪化させています。特に、宮崎交通㈱のバス路線については、維持自体が困難な赤字路線が8割を超える厳しい経営状況に置かれています。

現在、高鍋と西都を結ぶ4系統3路線については、宮崎交通㈱がバス路線廃止後、補助制度を活用しながら路線を維持している状況にあります。

また、平成13年度から高鍋温泉めいりんの湯と町内各地区を結ぶ町内巡回バスを運行し、交通弱者の移動手段確保と温泉利用者の増加を図っているところです。

廃止路線代替バス等については、住民が利用しやすく効率的で効果的なルート・ダイヤになっているか関係市町とともに検証・協議を行いながら、町民生活等における交通利便性の確保を図る必要があります。

○廃止路線代替バスの運行状況

運 行 系 統			運行路線 キロ(km)	運行回数 (回)	運行開始 年月日	平均乗車 密度(人)	欠損額・(円)	
起点	経過地	終点						高鍋町分
高鍋	三納代	西都	21.9	8.0	H12.10.1	1.9	14,181,050	4,532,264
高鍋駅	高鍋・一丁田 めいりんの湯	西都	17.0	3.0	H13.5.1	1.7	7,962,395	4,215,292
高鍋駅	高鍋・一丁田	西都	16.6	2.0	H7.10.1	2.5	3,849,606	1,994,481
西都	茶臼原	高鍋駅	21.4	3.0	H6.10.1	1.8	9,295,812	4,256,552
合 計							35,288,863	14,998,589

資料: 政策推進課調(平成20年度実績)

○町内巡回バスの運行状況

(単位: 人)

運行系統(コース)		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	年平均
①コース 竹嶋～温泉	往路	1,618	2,095	2,075	2,107	1,883	1,955.6
	復路	1,892	2,204	2,013	2,043	1,850	2,000.4
	計	3,510	4,299	4,088	4,150	3,733	3,956.0
②コース 老瀬～温泉	往路	816	1,020	1,142	1,289	1,323	1,118.0
	復路	611	995	1,100	1,208	1,365	1,055.8
	計	1,427	2,015	2,242	2,497	2,688	2,173.8
③コース 小並～温泉	往路	139	209	125			157.7
	復路	92	114	70			92.0
	計	231	323	195			249.7
④コース 蚊口浜～温泉	往路	1,340	1,196	1,325	1,517	1,677	1,411.0
	復路	1,223	1,134	1,263	1,368	1,595	1,316.6
	計	2,563	2,330	2,588	2,885	3,272	2,727.6
⑤コース 堀の内～温泉	往路	1,116	1,248	1,182	919	1,006	1,094.2
	復路	1,105	1,219	1,168	995	1,103	1,118.0
	計	2,221	2,467	2,350	1,914	2,109	2,212.2
合計	往路	5,029	5,768	5,849	5,832	5,889	5,673.4
	復路	4,923	5,666	5,614	5,614	5,913	5,546.0
	計	9,952	11,434	11,463	11,446	11,802	11,219.4

資料: 政策推進課調(各年度実績)

【施策の体系】

◇ 公共交通の充実 ————— ① 公共交通の充実

【施策の方向】

① 公共交通の充実

町内全域、近隣市町村との公共交通体系の確立を図るため、廃止路線代替バスについては、路線の必要性・効率性・妥当性等について再点検を行い、運行廃止も含めた見直しを関係市町と行います。併せて、現行の町内巡回バスへの移行措置や福祉制度の活用等も含めた総合的な検討を行います。

また、住民が利用しやすく効率的で効果的な運行ルート・ダイヤの改正や、高速バス路線の整備促進など、利用者のニーズに対応した公共交通サービスの提供に向け、宮崎交通㈱やＪＲ九州等の民間事業者と連携を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○交通不便地域の解消と交通弱者の外出支援を図ります。 ○バス・鉄道の利用促進に努めます。 ○公共交通機関との連携を図ります。
町民や事業者等の役割	○できるだけ公共交通機関を利用します。 ○事業者は、利用者ニーズの把握と公共交通の利便性向上に努めます。

（７）墓地の整備

【現状と課題】

本町の墓地については、町営墓地の唐木戸霊園、管理組合を組織し管理運営している田の上墓地などがあります。

近年、貸付の需要が多く、唐木戸霊園の区画増設や田の上墓地内の区画整理を行いながら貸付を実施してきたところですが、今後も墓地の需要が見込まれることから、墓地の整備について検討しておく必要があります。

【施策の体系】

◇ 墓地の整備 ————— ① 墓地の整備

【施策の方向】

① 墓地の整備

唐木戸霊園の適正な管理を図るとともに、墓地の整備については、貸付状況や需要動向を勘案しながら進めます。

【役割分担】

行政の役割	○町営墓地の適正な整備と管理に努めます。
町民や事業者等の役割	○定期的な清掃など、墓地内の環境美化に取り組みます。

2-3 災害に強く、生活の安全が守られているまち

(1) 危機管理体制の整備

【現状と課題】

まだ記憶に新しい兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）から14年が経過しましたが、以降も、新潟県中越沖地震、四川大地震、岩手宮城内陸地震など、国内外において多数の死者を伴う大規模な自然災害が頻発しています。また、近年、豚インフルエンザや鳥インフルエンザ、新型インフルエンザなど、感染力の強い新たな感染症が発生し、住民の暮らしを脅かしています。

行政における危機管理は、住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態への対処及びそうした事態発生防止を対象とするだけでなく、住民に対する各種のサービスに支障を来す事態や住民の信頼を損なう事態も対象としており、災害や武力攻撃事態はもちろんのこと、医療や食品に関する健康危害、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染、学校や公園などの公共施設管理、個人情報漏洩など多岐にわたっています。

このように、自然災害・異常気象の大規模化、テロや疾病等新たに生じた危機管理事案に鑑みると、各地方自治体において防災や国民保護などの事務をはじめとする確な危機管理を行うことが求められており、総合的な危機管理体制をより一層充実強化することが喫緊の課題となっています。

本町においては、平成18年3月に「高鍋町地域防災計画」の改定、平成19年3月に「高鍋町国民保護計画」を策定し、町内の防災等に関し必要な体制の確立、予防、応急、復旧及びその他必要な対策の基本を定め、危機管理体制の整備に努めています。

今後とも、町職員をはじめ地域住民の危機管理意識の高揚を図り、あらゆる事案の未然防止に努めていく必要があります。

【施策の体系】

◇ 危機管理体制の整備 ————— ① 危機管理体制の整備

【施策の方向】

① 危機管理体制の整備

災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）に基づき、町民の生命、身体及び財産を守るための危機管理体制の充実・強化を図るため、町職員の初動体制や情報の収集、連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努めます。

災害発生などの有事の際、町民等が速やかに避難行動ができるよう、防災行政無線や防災情報配信システムの拡充、各種放送メディアの活用など、災害情報や避難勧告等の情報伝達体制の強化を図ります。

特に、災害時要援護者に対しては、災害時要援護者支援プランの個別計画に基づき、優先的な避難行動がとれるよう体制整備を進めます。

また、町民等に対しては、町内の災害危険箇所や避難所の情報、防災知識や感染症発生への備えなどについての広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施するなど、防災等への意識高揚に努めます。

さらに、家庭や地域ぐるみによる災害時要援護者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知・誘導など、地域防災体制の強化を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○関係機関等との連携強化を図り、危機管理体制の充実・強化を図ります。 ○的確でわかりやすい防災対策や感染症予防対策などの情報提供に努めます。 ○国民保護のための体制整備に努めます。 ○町民の防災意識や危機管理意識の向上に努めます。 ○自主防災組織の育成を図ります。 ○防災行政無線をデジタル化し、災害情報・避難情報伝達体制強化に努めます。 ○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備に努めます。 ○SOSネットワークシステム、防災情報配信システムの加入促進に努めます。 ○災害時要援護者支援プランに基づく個別支援計画を作成します。 ○食糧、飲料水、その他非常用備蓄品の整備を図ります。 ○各種ハザードマップを整備し、防災対策に努めます。
町民や事業者等の役割	○自主防災組織や防災ボランティアに参加するなど、自主的な防災活動に取り組めます。 ○国民保護のための措置の実施に協力します。 ○台風や地震等に対する備えに努めます。 ○防災訓練等に積極的に参加します。 ○事業者等は、自主的に危機管理対策に取り組めます。

（２）治水対策・土砂災害防止対策の推進

【現状と課題】

本町の地形は、小丸川の沖積により形成された低地部とそれを取り囲む平坦な台地からなっており、地震が多発する日向灘に面しています。

町内の主要河川は、一級河川小丸川水系の小丸川、宮田川などの５河川及び単独河川が日向灘に注いでいます。ほとんどの河川が国・県の管理であり、河川整備は、国・県の事業に頼っている状況にあります。

現在、国においては、小丸川の堤防補強工事や河床掘削工事を、また県においては、宮田川の光音寺橋から上流の狭小河川の改修工事が進められております。

低地部に位置する市街地は、自然排水が困難な地形条件にあり、これまで公共下水道事業及び都市下水路事業による雨水対策を推進し、浸水被害の抑制を図ってきたところです。

しかしながら、宮越樋管の排水区においては台風の度に浸水被害を受けております。

特に、平成17年9月の台風14号においては、これまでにない多大な浸水被害を受けたため、このような浸水を解消するため、平成18年1月に地域住民、町議会、関係行政機関の代表者で組織した「高鍋町宮越樋管排水対策検討委員会」を設置し、強制排除装置等の設置に向けた協議を進めてきたところです。

このような状況の中、平成19年度に国土交通省において移動式ポンプを設置していただきましたが、集中豪雨等に対応するためには未だ十分とはいえず、更なる排水ポンプ車等の配備について、国・県への要望を継続しているところです。

高台地の接点部の道路などでは、小規模ながら決壊、崖崩れが起こることもあり、急傾斜地、土石流などの災害危険箇所を含めた災害危険箇所点検を関係機関と協力しながら毎年実施しています。本町の災害危険箇所は45箇所であり、そのうち自然崖の急傾斜地が19箇所と最も多くなっています。

本町においては、平成18年3月に「高鍋町地域防災計画」を改定し、町内の防災に関し必要な体制の確立、災害予防、災害応急、災害復旧及びその他必要な対策の基本を定め、防災行政の整備及び推進を図っているところです。

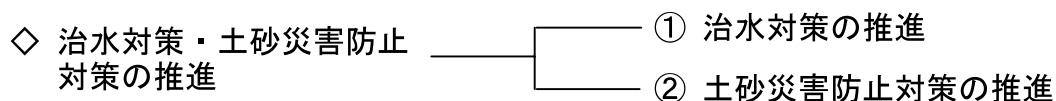
今後とも国・県と連携を図りながら、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

○災害危険箇所の状況

区 分	箇所数	危 険 度			備 考
		A	B	C	
河 川	11	2	9	0	宮田川、小丸川
地すべり	0	0	0	0	
急傾斜地	19	9	4	6	すべて自然崖
土石流	11	0	2	9	
ため池	1	0	1	0	蛸ノ口溜池
海 岸	3	0	3	0	
計	45	11	19	15	

資料：総務課調（平成21年4月1日現在）

【施策の体系】



【施策の方向】

① 治水対策の推進

道路の舗装や宅地化により、雨水は短期間に集中して河川に流入し下流の思わぬ箇所で浸水、溢水を招くことが予想されます。改修の進んでいない地域や大きな新興住宅地から流出する水路等では、その危険性がより高いものと考えられます。特に、宮越樋管排水区においてはますます宅地化が進んでおり、排水対策が急務となっています。

このため、今後とも被害状況の把握と災害記録の蓄積を図り、被害の軽減と警戒避難体制の確立に努めるとともに、主要河川及び小河川の護岸改修や浚渫、水路・公共下水道の整備については、国・県との連携により早期の整備に努めます。

また、農業用ため池のほとんどが築造年代が古く、年々老朽化しており、ひとたびため池が決壊すれば、その被害は農業関係諸施設にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至です。このようなことから、関係する水利施設の整備により、利用度の低くなってきている「ため池」は、文化的な資産など農業用多目的施設として利用・整備に努めます。

② 土砂災害防止対策の推進

今後も発生が予想される危険性の高い急傾斜地崩壊、土石流災害に対する防止対策を積極的に推進します。

これらの防災対策は県の事業として実施されるものが多く、町は事業の円滑な遂行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請します。ただし、緊急を要するような場合には、必要に応じて町単独の事業としても実施します。また、町の災害危険箇所の定期点検を実施するとともに、町民への周知徹底を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○災害危険箇所の定期点検を実施するとともに、防災情報の提供に努めます。 ○土砂災害ハザードマップを整備し、防災対策に努めます。 ○防災行政無線をデジタル化し、災害情報・避難情報伝達体制強化に努めます。
町民や事業者等の役割	○自主防災組織や防災ボランティアに参加するなど、自主的な防災活動に取り組みます。

（３）消防体制の充実強化

【現状と課題】

本町の消防体制は、常備消防として東児湯5町を管轄する宮崎県東児湯消防組合、非常備消防として高鍋町消防団を組織し、各種災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ的確な消防行政の推進に努めています。

火災をはじめとする各種災害は、建築構造の変化や高齢化の進展等によりますます複雑多様化しており、本町においても消防業務に対する町民ニーズはますます高度化しています。また、都市化の進展に伴う市街地の拡大や道路網の関係上、消火・救助作業に支障をきたしている箇所も見られます。

このような状況に対応するため、年次計画による消防車両や機械の整備・買換えや消防施設・消防水利の整備充実を図ってきたところです。平成15年7月宮崎県東児湯消防組合の新消防庁舎・防災センターの建設工事が完了し、同年度中には全業務の移転が行われました。

消防団は16部258名（平成21年4月1日現在）の体制で、地域社会における消防防災の重要な任務を担っているところですが、団員の就業構造の変化とともに、住民の連帯感や消防団活動に対する関心の希薄化等に伴い団員の確保が困難になってきており、地域によっては、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えています。

今後とも、常備消防と非常備消防の連携を図りながら、消防体制の充実強化を積極的に推進するとともに、町民の防火意識の高揚により火災の未然防止に努める必要があります。また、消防団活動の円滑化と団員の確保、団員の資質向上に努め、魅力ある消防団づくりを推進する必要があります。

○高鍋町の火災発生状況

年 次	出火件数(件)					死傷者数(人)		損害額 (千円)
	総 数	建 物	林 野	車 両	その他	死 者	負 傷 者	
平成16年	25	10	2	2	11	0	1	64,869
平成17年	17	9		1	7	1	2	100,072
平成18年	15	8		1	6	1	0	10,145
平成19年	14	8		1	5	2	0	46,452
平成20年	15	10	1	1	3	1	2	39,805

資料：宮崎県東児湯消防組合調 消防年報

【施策の体系】

◇ 消防体制の充実強化 ——— ① 消防体制の充実強化
② 予防行政の強化

【施策の方向】

① 消防体制の充実強化

町民のさらなる安心・安全を目指した常備・非常備消防体制の充実強化を図るため、消防車両や機材の計画的な整備を行います。特に消防団の活性化施策については、計画的な活動拠点施設の整備、車両及び装備品の充実など、団員の活動環境の整備を図り、魅力ある消防団づくりを推進します。

消防水利施設が少なく消防活動に支障が予想される地区、特に道路の狭い地区や家屋の密集した地域においては、防火水槽又は消火栓の整備を進めます。

また、宮崎県東児湯消防組合と消防団の連携を強化するとともに、消防団員の資質の向上に努めるとともに、消防団員をはじめとする町民の応急手当の技能習得を目的とした救命講習会の実施や、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の普及啓発を図ります。

② 予防行政の強化

高鍋町防災会議など防災関連組織の充実強化に努め、未然に火災を防止するための「予防査察」の徹底とともに、町民の防火意識の高揚を図ります。

風水害・地震など災害時における地域住民の対応力を向上させるために、自主防災組織の充実強化に努めます。また、災害発生時には、高鍋町災害対策本部の一括した指揮に基づき、的確かつ迅速な避難誘導及び救助が行われるよう、情報伝達の強化を施設整備も含めて進めます。

【役割分担】

行政の役割	○多様な火災発生に対応できる消防力の増強に努めます。 ○町民の火災予防意識の高揚を図ります。 ○移動系防災行政無線をデジタル化し、消防活動の強化に努めます。
町民や事業者等の役割	○火気取扱いに注意するとともに、住宅用防災機器を備えます。 ○企業は、自主的な消火訓練や避難訓練に取り組みます。 ○消防団入団に対して積極的に支援します。

(4) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年、本町においても、免許保有者数や自動車台数の増加、高齢化社会の進行等を背景に、交通事故発生件数、死傷者数が増加傾向にあるなど、交通情勢は厳しさを増しています。

本町では、県、警察署、交通安全協会など関係機関との連携により、町民の交通安全意識の高揚に努めています。また、交通危険箇所の整備を図るため、カーブミラー、ガードレールの設置を進めるとともに、危険度の高い交差点においては、年次的に交差点マークの設置を進めています。

交通指導については、12名の交通指導員を配置し、定期的な交通指導及び各交通安全運動、諸行事で街頭指導を実施するとともに、春・秋の全国交通安全運動においては、地区住民の協力も得ながら、町民総参加で運動を展開しています。

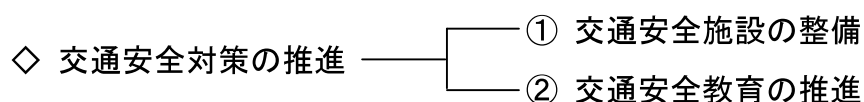
今後も、交通指導員体制の充実に努めながら、交通安全教育の推進と広報活動の強化を図る必要があります。

○交通事故発生状況

年次	発生件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
平成16年度	219	0	299
平成17年度	227	0	304
平成18年度	227	1	295
平成19年度	204	2	276
平成20年度	189	1	254

資料:総務課調(交通統計)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 交通安全施設の整備

交通事故が多発している道路、緊急に交通安全確保が必要な道路については、道路管理者、警察署等関係機関と協議の上、総合的な交通安全施設の整備を推進し、人権尊重の理念の下に、安全、円滑、快適な交通環境づくりに努めます。

② 交通安全教育の推進

交通事故発生抑制のため、町民が交通社会の一員としての責任を自覚し、高齢者や子どもたちに思いやりのある交通マナーの徹底に努めるなど、町民総参加のもとに交通安全運動を展開し、歩行者・運転者相互の交通安全に対する意識の高揚を図ります。

また、交通指導員をはじめ、高齢者クラブ等を中心とした「高鍋明倫みまもり隊」など、通学通園等における安全確保のための人材育成に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○道路の適正な管理や、歩道・信号機等の交通安全施設の整備に努めます。 ○交通安全教育を通じて、町民の交通安全意識を高めます。
町民や事業者等の役割	○町民は、交通安全活動に積極的に参加するとともに、子どもや高齢者など交通弱者を保護し、交通事故のない社会を地域ぐるみでつくります。 ○事業者は、従業員に対して交通安全教育や意識啓発に努めます。

（５）防犯体制の整備充実

【現状と課題】

近年、交通機関の発達や情報化等の進展による社会情勢の変化に伴い、犯罪は凶悪化し、子どもや女性が被害者となる犯罪や少年による凶悪事件、薬物乱用事件が急増しています。

このような状況の中、本町では、「犯罪のない安全で住みよいまちづくり」を目指して、関係機関と連携を深めながら町民の防犯意識の高揚に努めています。

町内84の自治公民館館長を防犯連絡所責任者として委嘱し、防犯に努めるとともに、町内220箇所に「こども110番・おたすけハウス」を設置し、子どもを犯罪から守る備えを行っています。

また、防犯広報、防犯灯及び防犯掲示板の設置など、年間を通じた活動を実施しており、犯罪の起こりにくい地域コミュニティの構築を図っています。

今後とも、高鍋地区防犯協会や高鍋町青少年育成町民会議、高鍋町青少年問題協議会などの組織を中心に、町民と行政が一体となって安心安全な地域社会づくりを進める必要があります。

【施策の体系】

◇ 防犯体制の整備充実 ————— ① 地域安全対策の推進

【施策の方向】

① 地域安全対策の推進

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、高鍋地区防犯協会や青少年健全育成関係機関等との密接な連携により、地域住民と行政が一体となった地域安全活動を推進し、地域コミュニティの醸成を図ります。

また、夜間の犯罪を防止し町民の安全を確保するため、地域内の危険な場所等への防犯灯の整備に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○防犯灯の設置を推進します。 ○町民の安全意識や連帯感など、気運の醸成を地域ぐるみで図ります。
町民や事業者等の役割	○「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識を身につけ、自らが犯罪を予防します。 ○地域において、防犯パトロール等の地域安全活動に取り組みます。

（６）安全な消費生活の推進

【現状と課題】

消費者問題は複雑多様化し、幅広い領域に及んでいます。近年では、悪徳商法や振り込め詐欺、多重債務等が多発し、若年層や高齢者を中心とした被害が増加・多発しており、その手口もますます巧妙化しています。

このような状況の中、国においては2009年9月に消費者庁関連三法が施行され、消費者庁が設置されました。

本町では、県消費生活センターや警察署等の関係機関と連携を図りながら、相談業務や広報紙等による消費者問題の啓発を実施し、これらのトラブルの未然防止と迅速な解決に努めています。

今後とも、消費者が消費生活の多様化に自己の意志と責任で対応できるよう、その自立を支援するとともに、相談体制の充実を図る必要があります。

【施策の体系】

◇ 安全な消費生活の推進 ――― ① 消費者保護の強化

【施策の方向】

① 消費者保護の強化

消費者被害の救済と未然防止のため、県との連携を深め、安全な商品、適正な取引の確保を図るとともに、消費者保護の強化、質のよいサービス提供のための行政の支援、消費者相談機能の充実、消費者教育の充実、消費者組織の育成などを推進します。

特に、高齢者は、自身に被害者意識がなかったり、放置したりしてしまうことがあるため、高齢者が自立した消費者となるために、生涯にわたる消費者教育の一層の充実を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○消費者の知識の習得や問題意識を高めるため、消費生活情報の提供などの消費者教育、啓発活動の充実に努めます。 ○消費生活の多様な苦情や相談に対応するため、相談体制の充実に努めます。
町民や事業者等の役割	○自ら進んで消費生活に関する知識を習得するとともに、必要な情報を収集し、自己の責任のもと行動します。 ○事業者は、商品や契約内容について適正な表示・説明を行うとともに、消費者の苦情に適切に対応します。